

## 灘区地域活動人材育成事業運営業務委託 仕様書

### 1. 業務名

灘区地域活動人材育成事業運営業務

### 2. 業務目的

現在、地域の課題は多様化・複雑化し、従来の地域コミュニティだけでは対応が困難な問題も増えており、これら課題に取り組む地域の新たな担い手の力が必要不可欠となっている。

このような課題意識から、これから地域活動を始めたい住民を中心により具体的・実践的なアプローチを行い、実際に地域課題に取り組む地域活動人材へ育成することを目的とした事業を実施する。

### 3. 業務内容

- ① 地域課題に取り組む地域活動人材育成の講座の企画・運営と活動支援
  - ・これから地域活動を始めたい住民を中心に地域課題に取り組む地域活動人材の育成に向けた講座を実施するとともに、受講者が実際に活動していくための支援を行う。
  - ・講座と活動支援あわせて、10回程度実施とする。
  - ・受講者規模は30名程度とする。
  - ・講座は灘区内で実施することとする。
  - ・地域課題を含む講座内容については、提案に基づき灘区役所と協議の上最終決定する。(灘区役所と協議の結果、内容を変更する可能性あり)
  - ・なお講座の実施にあたって、別途灘区役所が主催する交流会への参加誘導など連携をはかること。
- ② 上記に付随する業務
  - ・講師及び会場の確保や広報、各関係機関との連携・調整等  
ただし、神戸市政記者クラブへの資料提供、広報紙 KOBÉ、おでかけ KOBÉ、灘区公式 SNS での広報は灘区役所が行う。
- ③ 報告書の作成
  - ・実施内容・結果の詳細がわかる「業務報告書」を作成し、令和8年3月31日までに灘区役所地域協働課へ提出すること。

### 4. 契約金額及び期間

#### ① 契約金額

委託料は 170 万円（消費税含む）以内とする。

② 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. その他

- ① 業務にあたっては灘区役所職員と緊密に連絡、相談、報告を行いながら実施し、月 1 回程度区役所員と事業実施にかかる打合せを行うこと。
- ② 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- ③ 灘区役所より提供する情報及び地域から得られた情報の取扱いは十分注意すること（外部へ公開する場合は、灘区役所へ事前に相談すること）。また、本業務を通じて得た地域情報等は灘区役所へ共有すること。
- ④ 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ、決定するものとする